

不服審査と共同化について

1 現行制度

(1) 一般の不服申立て（異議申立て、審査請求）

	市町村税	府税
申立て先	市町村長	知事
申立て期間	処分通知を受け取った日の翌日から原則として60日以内	
決定等期間	受理した日から30日以内（滞納処分については60日以内）	
行政訴訟	不服申立てに対する決定又は裁決に不服のある場合は、決定又は裁決の通知を受けた日から6月以内に提起可	

（参考）「異議申立て」とは

市町村長又は知事の行った地方税に関する処分に対して、当該市町村長又は知事に対して行う不服申立て

「審査請求」とは

市町村又は道府県の税務事務所長等の行った地方税に関する処分に対して、当該税務事務所長の上級行政庁である市町村長又は知事に対して行う不服申立て

(2) 固定資産課税台帳に登録された価格に係る不服申立て

申立て先	固定資産評価審査委員会
申立て期間	固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の公示日から納税通知書の交付を受けた日以降60日以内
決定期間	受理した日から30日以内。決定後10日以内に申出者及び市町村長に通知
行政訴訟	不服申立てに対する決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日から6月以内に提起可

- ・ 固定資産の価格に係る不服審査の事務フロー（別紙1）
- ・ 固定資産評価審査委員会の審査手続（別紙2）

2 発生状況

	年度	⑯	⑰	⑱	⑲
市町	一般の不服申立て	0	9 (6)	5 (3)	5 (3)
村	固定資産価格の不服申立て	5 5	4 2	3 5	2 5
府	一般の不服申立て	9 (4)	9 (4)	1 2 (5)	1 0 (6)
合 計		6 4 (59)	6 0 (52)	5 2 (43)	4 0 (34)
					7 0 (62)

※ () は固定資産税、不動産取得税に係る案件数

※ 件数は発生ベース（京都市を除く。）

3 共同化のポイント

(1) 不服申立てに対する決定又は裁決の課題

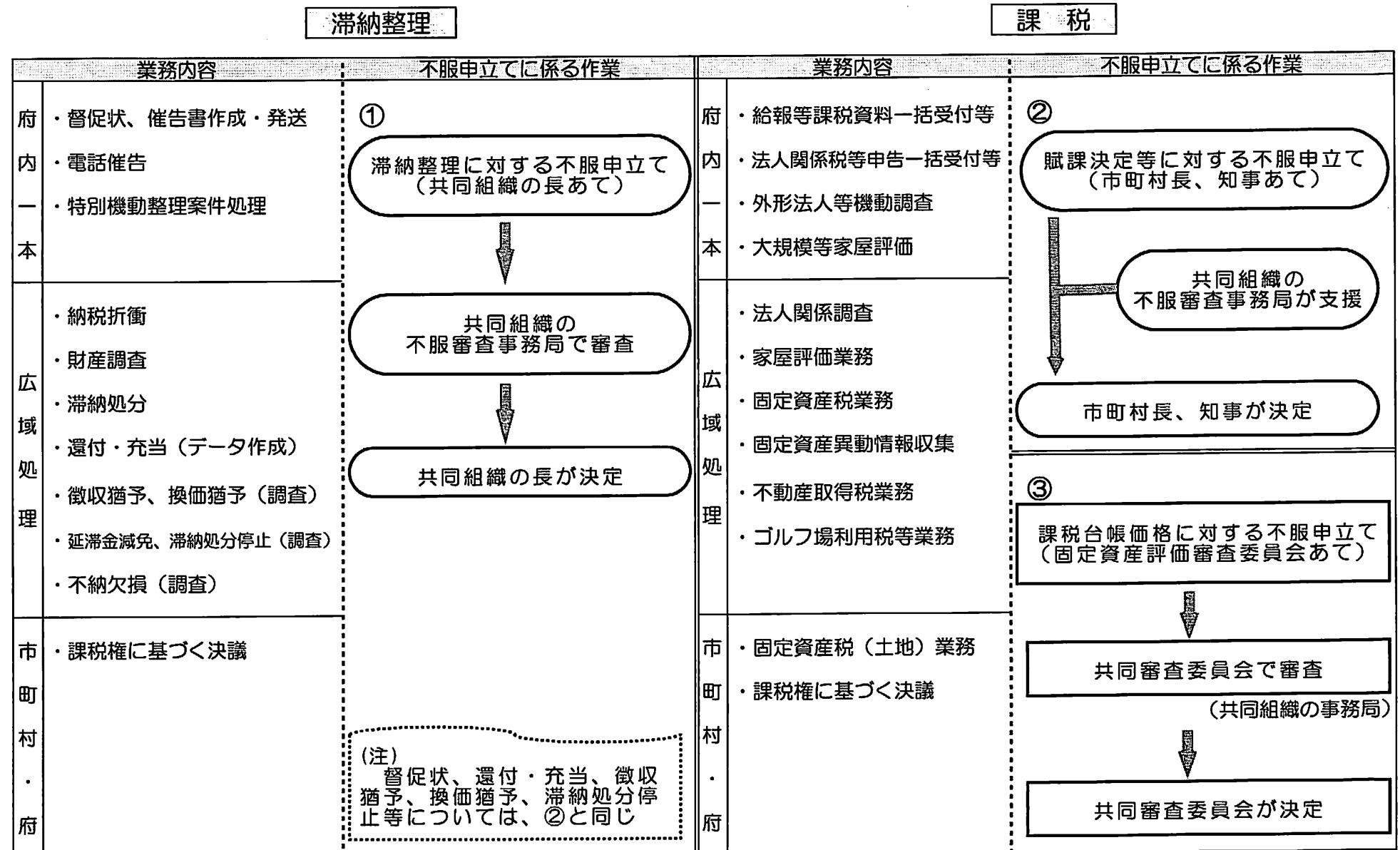
公正の確保、専門性の向上、作業の効率化

固定資産価格関連案件処理の市町村と府の連携

(2) 従来との変更点

- ▷ 固定資産評価審査委員会の共同設置（自治法252の7①）
- ▷ 不服審査事務局の一元化（府内一本化）

不服審査と共同化のイメージ



国保共同化の論点

1 国保徴収の現状等

- 国保「税」(⑪19団体)
- 市町村の税務所管課が徴収 (⑪13団体)
- 一般税との滞納の重なり 約4割 (サンプル調査)
- 国保徴収業務の課題
 - ・執行体制脆弱、徴収ノウハウ不足
 - ・業務の困難性 (加入者の年齢構成・所得水準、連続する納期等)
 - ・府内市町村の収納率 (現年) ⑯ 92.13% (全国24位)
⑰ 93.02% (全国10位)

(参考) 国民健康保険財政(概観)

国民健康保険給付費(特別会計)の財源構成		一般会計
保険料 (税)	国財政調整交付金 (9%)	(人件費等)
	定率国庫負担金 (34%)	
その他 (財政安定化支援事業、保険基盤安定制度等)	都道府県調整交付金 (7%) (普通調整交付金、特別調整交付金)	

← 50% × 50% →

2 共同化についての課題

(1) 課税業務

- 市町村ごとに異なる、複雑な標準基礎課税総額算出作業

(2) 徴収業務

- 医療保険給付との関連が大きい (→ 税として簡明な徴収・債権管理が困難)
 - ・課税担当課 (国保主管課) との調整 (保険証、税額変更)
 - ・一般税と国保の優先順位
 - ・世帯課税
 - ・優先順位が「税」に劣後
 - ・消滅時効が2年 (税は5年)

} (国保税・料共通)
} (国保料)

3 国保徴収の共同化(選択制) メリット等

- メリット 確実な徴収 (税のノウハウ活用、重複滞納4割分の効率化)

- デメリット 税としての簡明な徴収が複雑化、債権管理が複雑化

- ・国保料は優先順位が「税」に劣後 (被保険者への説明責任)
- ・税、国保税、国保料の適正な債権管理及び配分

(参考)

A市の場合 [国保主管課が課税、税務所管課(徴収課)が徴収]
一般税、国保料、一般収入金を扱う徴収課 (原課から予算・原課
付け兼務職員の持寄り) を設置。
各原課からの督促状発布後の債権について、徴収引継を受け、地
方税法(国税徴収法)等に基づき滞納処分を行う。
徴収金については、庁内ルールに基づき再配分。

国民健康保険税（料）について

1 概 要

国民健康保険制度は、市町村等を保険者とし、被用者保険の加入者を除くすべての国民を対象とする地域保険（加入者がかかった医療費を互いに負担し合う医療保険）。

他の全ての医療保険と同様に、保険料として徴収されるほか、徴収の便宜上の理由から保険税制度も創設され、現在、「料」・「税」の二種類の徴収制度で執行されている。近時では、国民健康保険「税」から国民健康保険「料」への移行に向けての検討を行うことの適正性、保険料収納率向上のための努力などが議論。

○国民健康保険法【昭和13年制定、昭和23年一部改正（市町村公営、強制加入）、昭和33年全部改正】

○地方税法【昭和25年制定、昭和27年一部改正（国民健康保険税）】

○厚生省医療保険審議会「平成7年度における国民健康保険制度の改正について（意見の取りまとめ）」

○収納対策緊急プランの策定等について【平成17年厚生省国民健康保険課長通知】

2 「料」と「税」との主な相違点

	國民健康保険		一般税 (国保税を除く市町村税) [地方税法]
	国保料 [国民健康保険法]	国保税 [地方税法]	
課税	<ul style="list-style-type: none">○ 任意税(料)率 [標準基礎課税総額の求め方が市町村で相違] (所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、世帯別平等割総額)○ 世帯課税主義○ 月割課税 (発生・消滅、加入・離脱、転出入、出生・死亡)○ 減免 [納期限未到来のみ対象] (国保法 § 77等) 「天災その他特別の事情」、 「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情」 病気、負傷、盗難、失業により所得が皆無になった者等◇ 率…市町村長告示 (知事協議必要) ◇ 率…条例規定 (知事協議不要)◇ 更正等の期間制限 2年 ◇ 更正等の期間制限 3年		(個人課税主義)
徴 収	<ul style="list-style-type: none">○ 納期の回数 [市町村で相違 (4、5、6、10、12回)]◇ 徴収の根拠法令 [国保法、自治法、条例]○ 優先順位が税に劣後○ 消滅時効 2年◇ 会計職員が徴収 (吏員以外可)	<ul style="list-style-type: none">◇ 徴収の根拠法令 [地方税法、条例]○ 原則、国税と同順位、債権・公課に優先 (地方税法 § 14)○ 消滅時効 5年◇ 徴税吏員が徴収	
その他の	<ul style="list-style-type: none">○ 保険証返還、資格証明書交付、保険給付の一時差し止め (災害等特別の事情なしに1年以上滞納している場合等)◇ 不服申立 国民健康保険審査会に審査請求	<ul style="list-style-type: none">◇ 不服申立 市町村長に異議申し立て	

3 執行状況(⑪年度)

区分	課税担当課	主たる課税担当課	市町村	職員数計 (職員人計)	滞納分未納額 (徴収率)	現年分未納額 (徴収率)
国保料	国保主管課	国保主管課	綾部市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市	20人 (19人)	1,855 (8%)	724 (94%)
		税務所管課	福知山市、舞鶴市、城陽市	20人 (5人)	989 (18%)	413 (94%)
国保税	国保主管課	国保主管課	宮津市、八幡市、京田辺市、南丹市、井手町、宇治田原町、笠置町、京丹波町、伊根町	22人 (3人)	1,942 (9%)	458 (92%)
		税務所管課	上記以外の市町村 (10団体)	31人 (4人)	1,151 (13%)	328 (94%)
市町村 計				93人 (31人)	5,937 (12%)	1,923 (93%)
国保料	国保主管課	国保主管課	京都市	5人 (100人)	6,496 (11%)	3,105 (92%)

(数値は推計を含む概数。未納額の単位は百万円)

税務共同化と個人情報保護

市町村及び京都府



- ◎全市町村・府が規定
- ◎主な例外
 - ・法令等に基づく場合
 - ・本人同意がある場合
- ◎一般条項的例外事由
 - ・公益上必要
 - ・相当の理由の場合

審議会の意見聴取必要



- ◎24市町村・府が規定
- ◎結合が認められる場合
 - ・公益上（特に）必要
 - ・法令等に基づく場合
- ◎審議会の意見聴取必要（一部例外有り）



- ◎17市町村・府が規定
- ◎内容は個人情報保護

共同作業センター（仮称）

- 「個人情報保護規定（条例）」を制定
 - 市町村等から個人情報の提供を受けるため、適正管理手法を規定
「正確性確保」「適正管理上必要な措置」「不要な個人情報の消去」「管理体制の整備」「委託等に際しての措置等」を規定
 - 個人情報利用者に情報を提供できる場合を規定



- ・提供制限（総論）
- ・オンライン結合制限
- ・提供先措置要求

個人情報請求者（納税状況等の確認等）

個人情報保護の概要（府内自治体）

提　供　の　制　限

- 1 27団体すべてが、当該実施機関以外の者への提供を禁止（制限）している。
- 2 但し、全団体がその例外を認めており、例外事由は次のとおり類型化できる。
 - ① 法令（等）に基づく場合（全団体）
 - ② 本人の同意がある場合（全団体）、本人に提供する場合（8団体）
 - ③ 出版、報道等で公になっている場合（21団体）
 - ④ 個人の生命、身体、財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合
(25団体)
 - ⑤ その他
 - ・国等の機関に提出する場合（5団体）
 - ・事務執行上やむを得ない場合（5団体）
 - ・市民福祉、正当な行政執行のため必要（1団体）
 - ・専ら統計作成、学術研究、本人利益（1団体）
 - ・審議会の意見を聴いて、必要があると認めているとき（1団体）
 - ・公益上（特に）必要（17団体）
 - ・相当の理由（4団体）
 - ・その他特別の理由（1団体）
- 3 一般条項的な例外事由では、提供に当たり次の要件が加重されている。
 - ① 審議会の事前の意見聴取（24団体）
 - ② 本人、第三者の権利利益を不当に侵害しないこと（18団体）
 - ③ 本人への通知（6団体）

電子的結合の処理制限

- 1 27団体中25団体が、条例で、電子的結合による個人情報の提供を制限（禁止）している。
- 2 電子的結合の制限規定は大きく2つに分かれている。
 - (1) 実施機関が、通信回線を用いて管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の管理する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し、蓄積し、及び提供し得る状態の場合（13団体）
 - (2) 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線により電子計算機を結合してはならない。（12団体）
- 3 電子的結合が認められる場合は、次のとおり類型化できる。
 - (1) 結合のための実体要件
 - ① 公益上必要（6団体）
 - ② 公益上特に必要があると認めるとき（1団体）
 - ③ 法令等の規定に基づくとき（6団体）
 - ④ 個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていること（6団体）
 - (2) 結合のための手続要件
 - ① 審議会の事前の意見聴取（22団体）
 - ② 例外的に意見聴取が不要な場合
 - ・ 法令等に基づくとき（18団体）
 - ③ 審議会への報告（1団体）

個人情報の適正管理

1 27団体すべてが個人情報の適正管理について措置を講ずるよう規定している。

2 その措置は次のとおり類型化できる。

- ① 正確性確保（17団体）
- ② 適正な管理のために必要な措置（26団体）
個人情報の漏えい、き損及び滅失等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置
- ③ 不要となった個人情報の消去（21団体）
- ④ 管理体制の整備（6団体）
 - ・個人情報管理責任者の設置、
 - ・専門的な知識、能力を有する職員の育成、配置
- ⑤ 委託等に際しての措置等（3団体）

個人情報の提供先への措置要求等

1 27団体中18市町村が個人情報の提供先に対して個人情報の保護のために条件を付している。

2 個人情報保護のための条件は次のとおり類型化できる。

- ① 当該個人情報の使用目的、使用方法等に係る制限（18団体）
- ② 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷の防止その他の個人情報の適切な取扱いについての必要な措置（4団体）
- ③ 個人の権利利益を侵害したことが明らかに認められる場合の個人情報保護のための措置（3団体）

広域連合における負担金ルールの考え方

1 広域連合の分賦金（地方自治法第291条の9第1項）

『・・・広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に関して定める場合には、・・・、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならぬ。』

2 負担金ルールを検討する上での主な留意点

- (1) 必要となる経費の性格把握（共通経費、課税経費、徴収経費）
- (2) 各必要経費における構成団体の受益の分析
- (3) 税目が異なる府と市町村の負担割合
- (4) 受益を表す指標の選定
- (5) 先行事例の検討、既存経費とのバランス

3 主な必要経費

共通経費	議会等運営費、施設運営費（開設経費、維持経費）、電算システム費（構築費）、総務費（総務等従事職員費等）
課税経費	課税従事人件費、納通発送等委託費、課税関係需用費・役務費
徴収経費	徴収従事人件費、催告書発送等委託費、徴収関係需用費・役務費

※ 電算システム運用費は、共通経費とするか否かは検討必要

4 用いる指標（例）

共通経費	均等割、人口割、税収割 等
課税経費	調定件数割、納稅義務者割、調定額割、税収割 等
徴収経費	調定件数割、滞納件数割、滞納者割、滞納額割、徴収実績割、税収割 等

徴収共同化の経費と費用負担

■ 必要経費

大きく、次のような経費が必要（茨城、三重、静岡等を参考）

- ・組織運営費（議会、各委員会経費等）
- ・事務所等維持経費（賃貸料、光熱水費、修繕費等）
- ・総務的経費（職員人件費等）
- ・徴税経費（旅費、公用車使用費、滞納整理システム経費、事務用備品等）

■ 主な滞納整理組合の負担状況

	茨城 租税債権管理機構	三重 地方税管理回収機構	和歌山 地方税回収機構	愛媛 地方税滞納整理機構	徳島 滞納整理機構	静岡 地方税滞納整理機構
設立年月	平成13年4月	平成16年4月	平成18年4月	平成18年4月	平成18年4月	平成20年1月
参加市町村数	(83→)44	(66→) 29	30	20	24	42 + 県
負担 <u>均等割</u> (基本負担額) ※各団体、年額 (単位：万円)	5	10	10万人以上 100 10万人未満の市 50 2万人以上の町 30 1~2万人 20 1万人未満 10	7万人以上 100 7万人未満の市 50 1万人以上の町 30 1万人未満 10	10	10 (県は3,000程度)
金 <u>処理件数割</u> ※1件当たり (単位：万円)	17	17	13.5	12.5	13.6	20 (県はなし)
設立時	20.3	20.0				—
徴収実績割	10%	10%	3年目から導入	3年目から導入	3年目から導入	3年目から導入

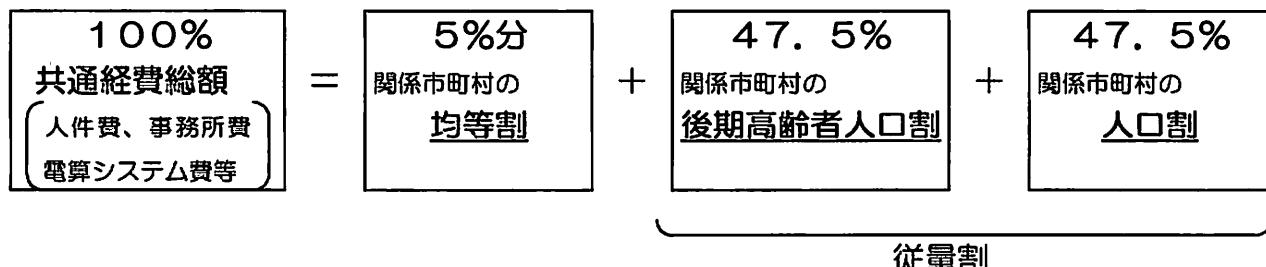
■ 静岡の完全一元化後の費用負担の考え方（検討案）

- ① まず、県と市町の負担割合を決定
- ② そのうち市町分は、均等割と従量割（人口割又は税収規模等（税収、課税件数等））の2本立てで負担

（参考）広域連合の分賦金（地方自治法第291条の9第1項）

「人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。」

■ 京都府後期高齢者医療広域連合の費用負担方法



滞納整理を行う一部事務組合等の負担金調べ

単位：千円

所在	組合名	基本負担		引継案件		徴収実績額等	備考
		均等割	人口割	件数	額		
北海道	渡島・檜山地方税滞納整理機構(17)	○		○		○	⑯⑰は均等割、処理件数割のみで計算
	日高管内地方税滞納整理機構(7)	100		※○			※負担金総額から均等割を引いた額を総処理件数で按分
	十勝圏複合事務組合 (十勝市町村税滞納整理機構)(19) 「複合」	○		○		○	⑯均等20%、人口80% ⑯⑰均等、引継件数
	釧路・根室広域地方税滞納整理機構(9)	100		※○		徴収額 5%	※負担金総額から均等割、徴収額割を引いた額を総処理件数で按分
青森	後志広域連合(16)	35%		65%			別途共通経費を負担 均等割35%、基準財政需要額65%
	青森県市町村総合事務組合(32) 「複合」					徴収額 11%	
宮城	仙南地域広域行政事務組合(9) 「複合」		※50%	※50%		徴収額 25%	※負担金総額から徴収金額割を除いた額
茨城	茨城県租税債権管理機構(44)	50		170/件		徴収額 10%	
三重	三重地方税管理回収機構(29)	100		170/件		徴収額 10%	
滋賀	甲賀広域行政組合(2) 「複合」	20%			60%	20%	
京都	城南市町村税滞納整理組合(4)	10%	世帯割 10%		30%	50%	
和歌山	和歌山地方税回収機構(30)		100～ 1000	135/件		※○	※設立後3年目から導入
鳥取	鳥取中部ふるさと広域連合(5)	30%	70%	1/件		徴収額 30%	
岡山	岡山県市町村税整理組合(23)					20円/件 徴収額 12%	他に ・派遣組合更員旅費 ・財政収入額3/1万円以下
広島	山県郡町村税等滞納整理組合(2)	20%	10%		60%		基準財政需要額割10%
徳島	徳島県市町村総合事務組合 (徳島滞納整理機構(24) 「複合」	100		136/件		※○	※設立後3年目から導入 (徴収額の10%予定)
香川	大川広域行政組合(2) 「複合」	15%	35%			50%	
	三観広域行政組合(2) 「複合」	2,000	※○			徴収額 20%	※均等割、徴収額割で不足の場合に人口割適用
	小豆地区広域行政事務組合(2) 「複合」	※ 20%	※ 80%	0.1/件		徴収額 20%	※件数割、徴収額割で不足の場合に均等割、人口割適用
	中讃広域行政事務組合(5) 「複合」				20%	80%	移管額は累計で算定
愛媛	愛媛地方税滞納整理機構(20)		100～ 1000	125/件		※○	※設立後3年目から導入
高知	高幡広域市町村圏事務組合 (租税債権管理機構)(5) 「複合」			※○		徴収額 10%	※負担金総額から徴収額割を引いた額を総処理件数で按分

* () は構成団体数

* 「複合」とは複合的ー部組合

滞納整理を行う一部事務組合等の負担金の考え方

(1) 指標別団体数(22団体)

	基本負担 (均等割、人口割)	引継案件 (件数、金額)	徴収金額等	団体数
3指標 を考慮	○	○	○	13
2指標 を考慮	○	○	-	3
	○	-	○	2
	-	○	○	2
1指標 のみ	○	-	-	-
	-	○	-	-
	-	-	○	2
計	18	18	19	22

(2) 各指標の内容(22団体)

基本負担 (均等割、人口割)	基本負担あり (18)	均等割のみ	9 団体
		人口割のみ	3 //
		均等割 + 人口割	6 //
	基本負担なし		4 //
引継案件 (件数、金額)	引継案件指標あり (18)	件数割のみ	14 //
		金額割のみ	4 //
		件数割+金額割	0 //
	引継案件指標なし		4 //
徴収金額等	徴収金額指標あり (19)	徴収金額の〇〇%	10 //
		経費の〇〇%	4 //
		今後導入(実績把握後)	5 //
	徴収金額指標なし		3 //

主な広域行政方式の相違点

	一部事務組合	広域連合	協議会	事務の委託
団体の性格	・特別地方公共団体		・法人格なし（共同の執務組織）	・普通地方公共団体
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・ <u>複合的一部事務組合は市町村</u>	・都道府県、市町村及び特別区	・同左	・都道府県、市町村
設置目的等	・構成団体又はその執行機関の <u>事務</u> の一部の共同処理	・構成団体が <u>持ち寄る事務は同一の必要性</u> なし（ex一般廃棄物と産業廃棄物）	・事務の一部を共同して管理・執行	・事務の一部を他市町村に委託して管理・執行
事務の権限	・構成団体の機能から除外され、 <u>一部事務組合等に帰属</u>		・構成団体の長の名で実行	・委託側自治体の権能から除外され、受託側自治体に帰属
設置手続	・構成団体の協議により規約を制定（構成団体の議会の議決要） ・都道府県加入は総務大臣、その他は知事の許可	・同左 ・ただし、総務大臣は許可を行うときは国 の関係行政機関の長に協議	・構成団体の協議により規約を制定（構成団体の議会の議決要） ・総務大臣又は知事への届出	・構成団体の協議により規約を制定（構成団体の議会の議決要）
組織	・議会 — 管理者（執行機関）	・議会 — 長（執行機関）	・会長、委員	—
議員等の選挙方法等	・議員及び管理者は、規約の定めにより選挙又は選任	・議員及び長の選出は、当該区域内住民の選挙（直接・間接は不問）。充て職不可	・会長、委員は構成団体職員から選任	—
職員	・設置は規約で規定。独自職員の採用も可。一般的には充て職		・構成団体から派遣（充て職）。独自職員は持たない。	—
固有財産	・ <u>所有可</u>		・ <u>所有しないのが原則</u> （構成団体が取得し協議会が管理）	—
財源	・経費支弁方法は規約で規定		・構成団体が分担	・委託側自治体が負担
国等からの事務権限の委任	・国からの事務の受入不可	・国からの事務の受入可 ・ <u>都道府県加入の広域連合は国に、その他他の広域連合は知事に権限・事務を委任するよう要請可</u>	・国からの事務の受入不可	・知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村が処理可
構成団体との関係等	・規約の変更は構成団体の協議要（個々の自治体の議会議決也要） ・予算、決算は構成団体の関与の規定なく、独自運営が可能。ただし構成団体の経費分賦の場合は間接的に構成団体の議会のチェック要	・同左。 <u>構成団体へ規約変更の要請可</u> <u>広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告可</u> ・国の地方行政機関、知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置可		・受託した地方公共団体の当該事務における条例、規則、規程は委託した地方公共団体のそれとして効力あり
直接請求	・住民参加の仕組みが存在しない。	・直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に規約変更を構成団体に要請するよう求めることが可		・委託、受託それぞれ自らが属する普通地方公共団体に行う。

*複合的一部事務組合（§ 285）・・共同処理する対象を同一に限定しなくてもよく、構成市町村がそれぞれ必要な事業の共同処理が可能

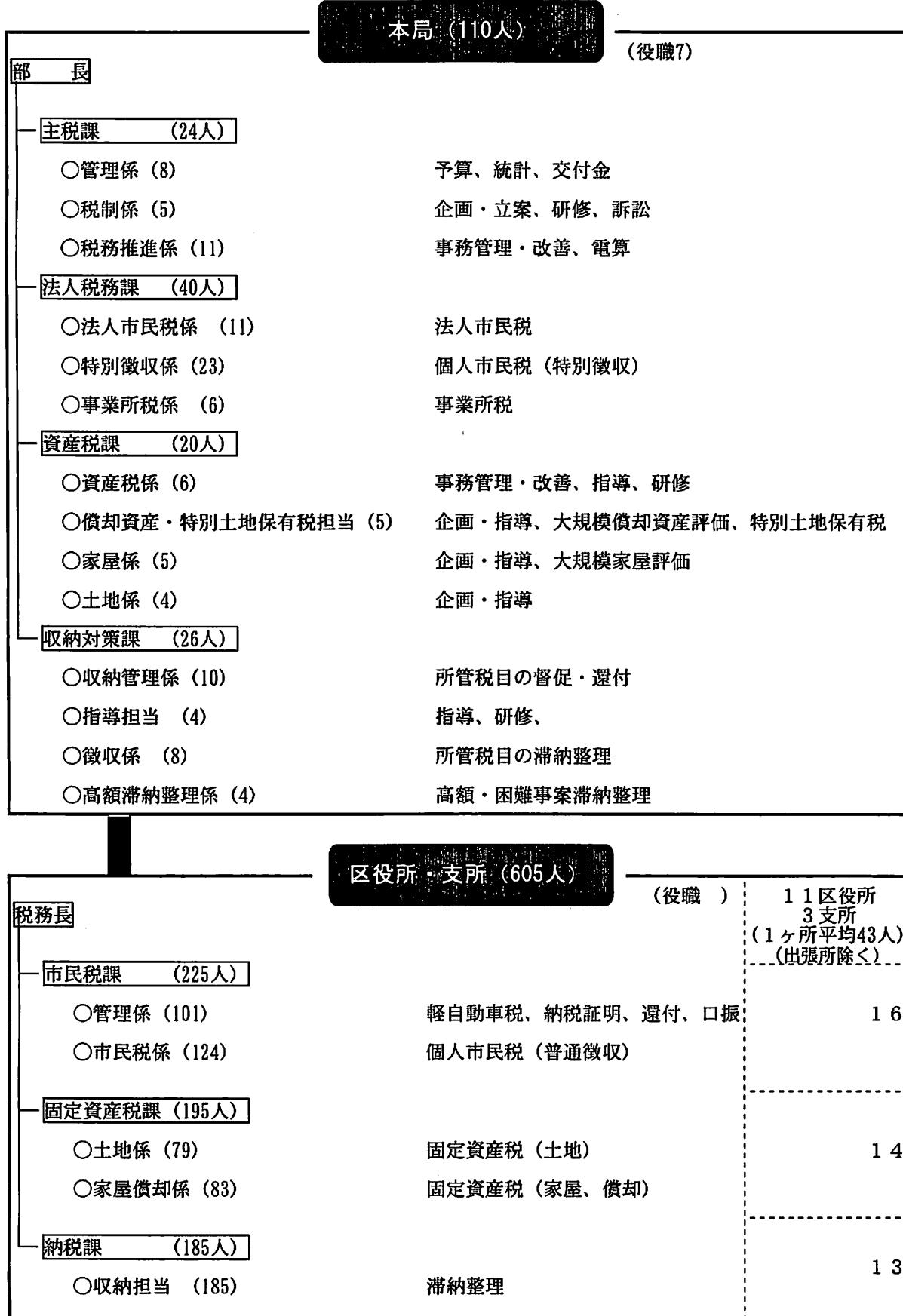
*広域連合の規約・・名称、構成団体、区域、処理事務、広域計画の項目、事務所の位置、議会の組織及び議員の選挙方法、執行機関の組織及び選任方法、経費の支弁方法を規定

広域連合と一部事務組合の比較

	一部事務組合	広域連合
団体の性格	<ul style="list-style-type: none"> 特別地方公共団体（法人格あり） 	
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市町村及び特別区 ただし、複合的一部事務組合は市町村の組合のみ可 	
処理事務	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理 事務権限は構成団体の機能から除外（委任先に帰属） 	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体が持ち寄る事務は同一の必要性なし
権限	<ul style="list-style-type: none"> 国又は都道府県からの事務の受入れ不可 	<ul style="list-style-type: none"> 国又は都道府県は、直接に広域連合への事務委任が可 都道府県加入の広域連合は国に、その他の広域連合は知事に権限・事務を委任するよう要請可
構成団体との関係等	<ul style="list-style-type: none"> 規約の変更は構成団体の協議要（個々の自治体の議会議決も要） 	<ul style="list-style-type: none"> 同左。構成団体へ規約変更の要請可 広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告可 国の地方行政機関、知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置可
組織	<ul style="list-style-type: none"> 議会 — 管理者（執行機関） 複合的一部事務組合は管理者に代えて理事会の設置可 	<ul style="list-style-type: none"> 議会 — 長（執行機関）
運営	<ul style="list-style-type: none"> 議員及び管理者は、規約の定めにより選挙又は選任 	<ul style="list-style-type: none"> 議員及び長の選出は、当該区域内住民の選挙（直接・間接は不問）。充て職不可
直接請求	<ul style="list-style-type: none"> 法律に特段の規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体と同様の直接請求の制度あり 広域連合の区域内に住所を有する者は広域連合に対し規約変更の要請が可
職員、財産、財源	<ul style="list-style-type: none"> 設置は規約で規定。独自職員の採用も可。構成団体からの派遣も一般的 固有財産の所有可 経費支弁方法は規約で規定 	<p>広域連合の構成団体の分賦金は、人口、面積、地方税収入額、財政力等の客観的な指標に基づき算定</p>
設置手続	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体の協議により規約を制定（議会の議決要） 都道府県加入は総務大臣、その他は知事の許可 総務大臣は広域連合の許可を行うときは国の関係行政機関の長に協議 	

政令指定都市の税組織例

平成19年5月1日現在



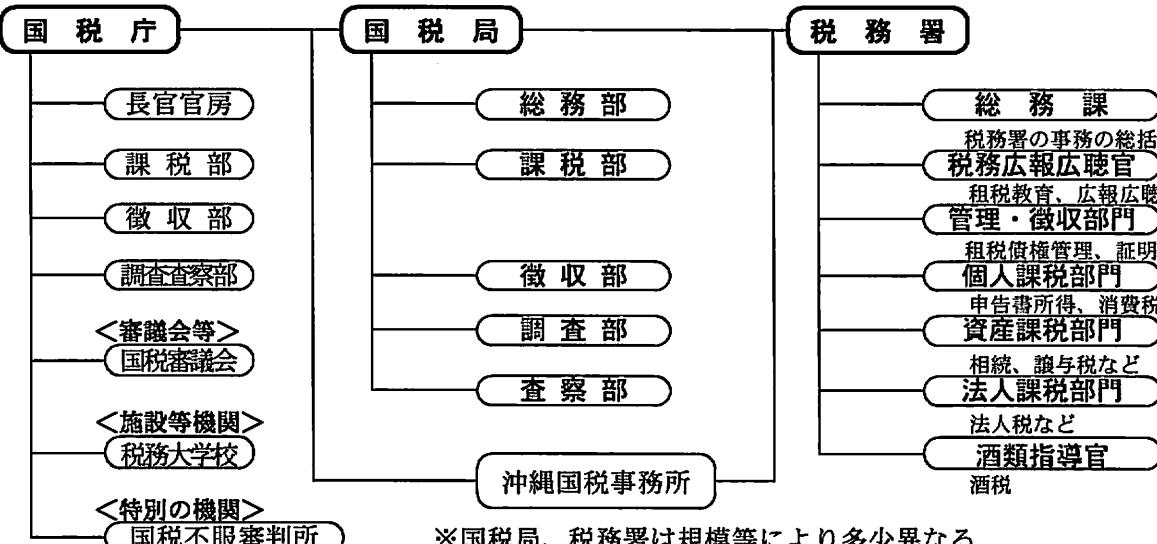
国税局の組織機構等について

1 国税局等の管轄区域及び税務署数

名称	所在地	管轄区域	税務署数
札幌国税局	札幌市	北海道	30
仙台国税局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	52
関東信越国税局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県	63
東京国税局	東京都	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	84
金沢国税局	金沢市	富山県 石川県 福井県	15
名古屋国税局	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	48
大阪国税局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县	83
広島国税局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	50
高松国税局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	26
福岡国税局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県	31
熊本国税局	熊本市	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	36
沖縄国税事務所	那覇市	沖縄県	6

※ 11国税局、 1国税事務所、 524税務署

2 国税組織の機構

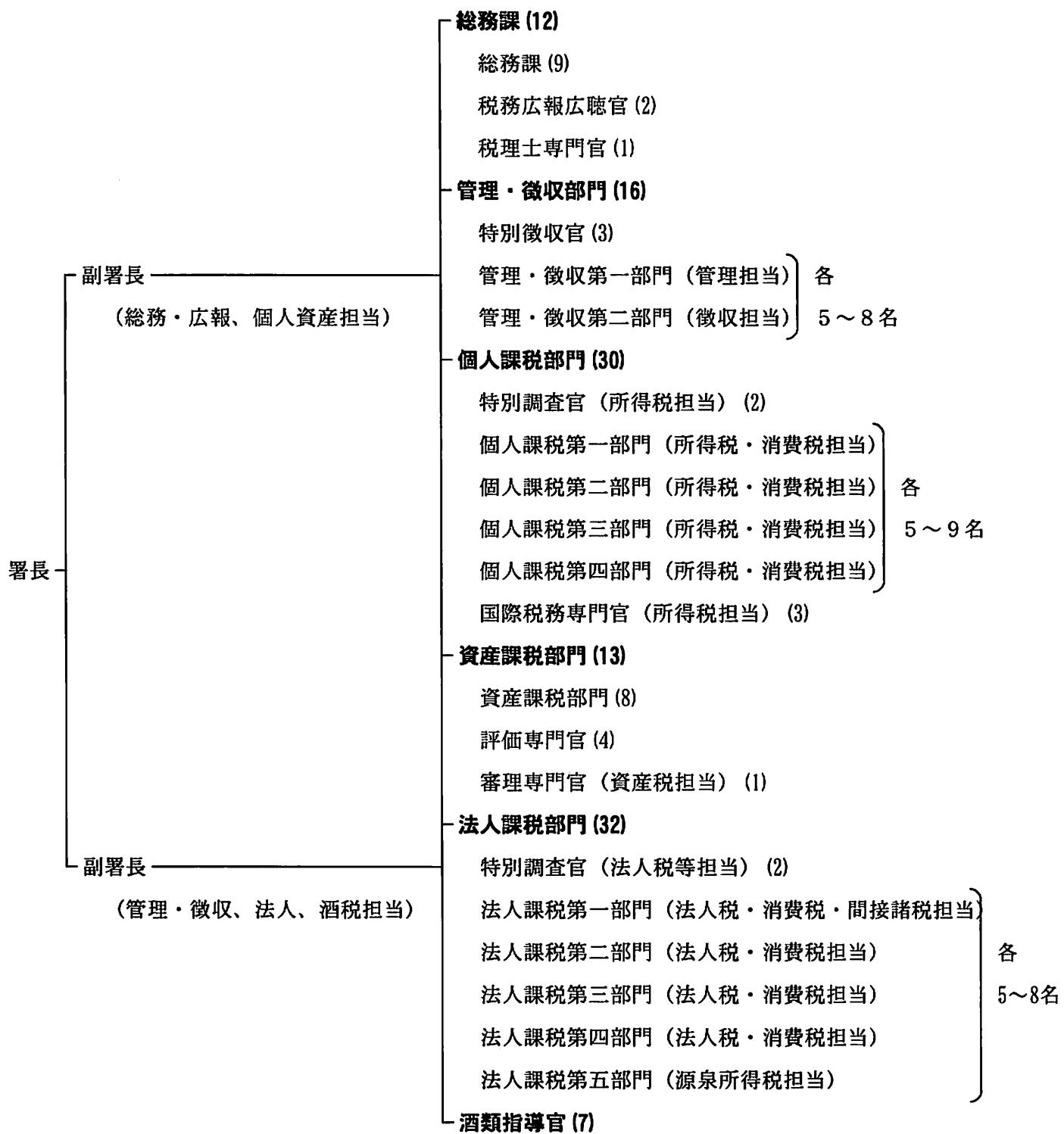


※国税局、税務署は規模等により多少異なる

3 国税局の権能

組織	概要	企画調整	人事	財政	賦課徴収	訴訟
国税庁	長官官房、課税部、徴収部及び調査査察部の4部局に分かれ、税務行政を執行するための企画・立案や税法解釈の統一を行い、これを国税局に指示し、国税局と税務署の事務を指導監督する。	○				審査請求 国税不服審判所
国税局	国税庁とほぼ同様の機構を持ち、国税庁の指導監督を受けて、管轄区域内の税務署を指導監督するとともに、特定の事務について、自らも賦課徴収に当たっている。 例えば、調査査察部では大法人の法人税及び消費税の調査や内国税の犯則事件の調査(査察)を行い、課税部の一部では大規模事業者の酒税、揮発油税などの調査を行い、徴収部の一部では大口滞納者等の滞納整理に当たっている。		○ 国税局及び税務署職員の任命等	○ 国税局及び税務署の会計及び監査	○ 大規模・広域・困難事案の滞納処分等	(○)
税務署	内国税の賦課徴収を行う第一線の行政機関で、納税者と最も密接なつながりを持ち、各税務署長はそれぞれの管轄区域内で、内国税の賦課徴収を行う権限を持っている。					異議申立(処分等) (通常は税務署長)

国税（税務署）の組織例



計 110 名 (平成 19 年 9 月 1 日現在)

京都府税務共同化推進委員会運営要領

(目的)

第1条 地方自治体による自主的で、積極的な税財源の確保を通じた地方分権の推進が求められる中で、京都府内の市町村と府が課税、徴収業務を共同処理することによって、公平公正で、効率的な、府民に信頼される税務行政を確立するため、目指すべき税務共同化のあり方及びその具体化に向けての課題を検討することを目的に、京都府税務共同化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 税務共同化を進める上での地方税法の解釈に関すること。
- (2) 共同化する業務の内容やその具体的な手法等に関すること。
- (3) 共同化する業務を支援する情報システムのあり方に関すること。
- (4) 共同化する業務の推進体制に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、別添の者をもって構成する。

(会議主宰)

第4条 構成員の中から座長を選出し、座長は、推進委員会を主宰する。

2 推進委員会は、座長が招集する。

3 座長は、必要があると認めるときは、推進委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、京都府総務部税務課が処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、構成員の合意により別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

京都府税務共同化推進委員会審議経過

第1回 平成19年5月1日(火)	<input type="radio"/> 税務共同化の意義 <input type="radio"/> 共同化のポイント <input type="radio"/> 審議の進め方
第2回 5月22日(火)	<input type="radio"/> 徴収共同化のポイント <input type="radio"/> 徴収共同化のメリット(早期滞納整理、専門性向上等) <input type="radio"/> 業務の標準化 <input type="radio"/> 収納共同化のポイント
第3回 6月12日(火)	<input type="radio"/> 徴収共同化による業務効率の向上等 <input type="radio"/> 国保業務の共同化 <input type="radio"/> 個人情報保護
第4回 7月6日(金)	<input type="radio"/> 税業務の配分(府内一本、広域共同処理、各市町村等) <input type="radio"/> 共同化組織(業務範囲、望ましい性格等) <input type="radio"/> 今後の委員会運営(市町村への説明、委員会整理事項の具体化)
第5回 7月27日(金)	<input type="radio"/> 中間まとめ(案) <input type="radio"/> 徴収共同化の経費と費用負担 <input type="radio"/> 税務共同化の具体像づくり(作業チーム設置等)
第6回 8月27日(月)	<input type="radio"/> 共同化の基本業務 (課税データ作成、収納データ作成、滞納データ管理、電子申告) <input type="radio"/> 法人関係税の共同化 <input type="radio"/> 資産関係税の共同化(固定資産税、不動産取得税)
第7回 9月11日(火)	<input type="radio"/> 中間まとめ <input type="radio"/> 課税の共同化(個人住民税) <input type="radio"/> 課税の共同化(その他の税) <input type="radio"/> 不服申立の共同化
第8回 10月12日(金)	<input type="radio"/> 共同徴収システムの概要設計 <input type="radio"/> 共同組織の諸課題 ・共同組織の法的な仕組み(広域連合) ・広域的な共同処理の所管エリア(地域) ・徴収、課税業務の組織設計 ・共同組織の税務職員に必要な資質、要件
第9回 11月8日(木)	<input type="radio"/> 課税共同化後における組織・業務のデザイン素案 ・法人関係税、個人住民税、固定資産税、不動産取得税
第10回 12月4日(火)予定	<input type="radio"/> 税務共同化後の組織デザイン <input type="radio"/> 残る課題 <input type="radio"/> まとめ(案)

(別添)

京都府税務共同化推進委員会委員

同志社大学法科大学院教授

占部 裕典

(株) 西浅 代表取締役社長(京都府中小企業団体中央会副会長) 児玉 保次

税理士

田中 裕司

(株) 京都銀行 代表取締役専務

安村 幸駿

城陽市長(京都府市長会行財政部会長)

橋本 昭男

笠置町長(京都府町村会行財政部会長)

中西 巍

京都府副知事

猿渡 知之

(順不同、敬称略)